

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 1 月 16 日

月 曜 日

第 4154 号

目 次

告 示

○富山県土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正	1
○富山県建設工事標準請負契約約款の一部改正	2
○指定障害福祉サービスの事業の廃止	4
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	5

公 告

○土地改良区の役員の就退任	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	7
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第16号

富山県土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について

富山県土木設計業務等標準委託契約約款（平成12年富山県告示第 264号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

第41条第 1 項第 5 号中「第43条第 1 項」を「第44条第 1 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第42条第 2 項を削る。

第43条第 1 項中「第41条第 1 項及び前条第 1 項」を「前 2 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第43条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託料の

10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第41条及び第42条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第46条第1項及び第2項中「第41条又は第42条」を「第41条、第42条又は第43条の2第2項」に改め、同条第7項中「第41条又は第42条」を「第41条、第42条又は第43条の2第2項」に、「取る」を「とる」に改める。

第47条第1項各号列記以外の部分中「第42条第1項各号」を「第42条各号」に改め、同項第1号中「第42条第1項第1号又は第2号」を「第42条第1号又は第2号」に改め、同項第2号中「第42条第1項第3号」を「第42条第3号」に改める。

(管 理 課)

富山県告示第17号

富山県建設工事標準請負契約約款の一部改正について

富山県建設工事標準請負契約約款（平成8年富山県告示第180号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

第4条第5項中「第43条第2項」を「第45条の2第1項」に改める。

第43条第2項及び第3項を削る。

第44条第2項を削る。

第45条第1項中「第43条第1項及び前条第1項」を「前2条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1（受注者が調査を受けた者である場合にあっては、10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第43条又は第44条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第43条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第47条第3項及び第8項中「第43条又は第44条」を「第43条、第44条又は第45条の2第2項」に、「前2条」を「第45条又は第46条」に改める。

第48条第1項各号列記以外の部分中「第44条第1項各号」を「第44条各号」に改め、同項第1号中「第44条第1項第1号又は第2号」を「第44条第1号又は第2号」に改め、同項第2号中「第44条第1項第3号」を「第44条第3号」に改める。

(管 理 課)

富山県告示第18号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成29年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援A型	平成28年12月1日	1611900356	一般社団法人ランプ	射水市赤井145-5アークプレイス赤井201	Bダッシュ	射水市赤井145-5アークプレイス赤井201

富山県告示第19号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変更前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡氷見線	氷見市田江 310番から 氷見市田江 253番まで	変更前		最大 7.5 最小 5.6	226.1	高岡土木センター 氷見土木事務所
		変更後		最大 13.8 最小 7.1	226.1	

国道 304号	南砺市大鋸屋字大谷島32番1から	変更前	最大 63.1 最小 32.1	64.0	砺波土木センター
	南砺市大鋸屋字大谷島31番19まで	変更後	最大 56.4 最小 32.1		
県道 坪野小矢部線	砺波市池原字北山24番10から	変更前	最大 41.9 最小 22.9	259.7	砺波土木センター
	砺波市増山字熊野山2番2まで	変更後	最大 32.1 最小 13.4		

富山県告示第20号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡氷見線	氷見市田江 310番から 氷見市田江 253番まで	平成29年1月16日	高岡土木センター 氷見土木事務所

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

庄川沿岸用水利土地改良区連合の役員であった次の者が平成28年12月12日退任した

旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	山 邊 美 嗣	南砺市やかた 285番地
同	嶋 正 隆	南砺市清水明 76番地
同	中 藪 嘉 弘	南砺市江田 38番地
同	津 田 敏 則	南砺市高堀 147番地
同	今 井 勝 春	南砺市池尻 310番地
同	入 道 忠 靖	砺波市太田 170番地
同	太 田 勇 二	砺波市中野 80番地
同	萩 原 昭 夫	砺波市中央町 10番34号
同	川 原 豊	高岡市戸出吉住 527番地
同	勘 嶋 繁 紀	高岡市戸出竹 255番地
同	小 笹 雅 男	高岡市醍醐 380番地
同	柴 田 豊 明	砺波市鷹栖 208番地
同	川 合 昭 夫	砺波市三合 817番地
同	朴 木 豊 昭	砺波市宮森新 79番地
同	吉 野 勉	射水市野村 673番地
同	定 司 俊 憲	南砺市上野 265番地
監事	沖 田 光 弘	南砺市北野 2161番地
同	高 橋 功	砺波市東中 428番地
同	三 屋 勉	高岡市今泉 96番地

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が平成28年12月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公

告する。

平成29年 1 月 16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 邊 美 嗣	南砺市やかた 285番地
同	木 下 晴 雄	南砺市山斐 206番地
同	橋 場 武 志	南砺市北市 167番地
同	坪 本 正 樹	砺波市荒高屋 195番地
同	今 井 勝 春	南砺市池尻 310番地
同	廣 瀬 慎 一	砺波市本町 13番 5 号
同	清 原 昇 一	砺波市新明 178番地
同	紫 藤 健 一	砺波市狐島 528番地
同	横 山 敏 夫	砺波市太田 2045番地
同	川 原 豊	高岡市戸出吉住 527番地
同	勘 嶋 繁 紀	高岡市戸出竹 255番地
同	鷹 西 敏 一	砺波市鷹栖 1768番地
同	川 合 昭 夫	砺波市三合 817番地
同	朴 木 豊 昭	砺波市宮森新 79番地
同	吉 野 勉	射水市野村 673番地
同	松 岡 樹	砺波市石丸 41番地
監 事	岩 倉 秀 一	南砺市岩屋 417番地
同	山 田 哲 郎	砺波市五郎丸 587番地
同	石 黒 勝三郎	射水市戸破 3477番地

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 1 月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさとのあかり
- 3 代表者の氏名
山田 紀子
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市四方荒屋3223番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護及び看護が必要な高齢者・障害者(児)・乳幼児に対して、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、健やかに生活できるように、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 1 月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宇奈月自立塾
- 3 代表者の氏名
牟田 光生
- 4 主たる事務所の所在地

富山県黒部市宇奈月温泉 5509 番地 16

5 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな問題を抱えた若者およびその家族並びに全ての生活困窮者に対して、総合的な社会的支援・養護に関する事業を行い、社会的自立に寄与することを目的とする。

